

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出方法等について

厚生労働省大臣官房厚生科学課

平成 30 年 12 月 21 日より 2019 年度の厚生労働科学研究費補助金の一次公募を開始しているところです。

本厚生労働科学研究費に応募する研究代表者及び研究分担者（以下「研究者」という。）が所属する研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定（以下「ガイドライン」という。））の内容について遵守し、公的研究費の管理・監査体制の整備等について、その実施状況を厚生労働省へ報告していただく必要があります。

（注）研究代表者又は研究分担者のうち、研究班の他の研究者への一括計上（研究代表者一括計上又は研究分担者一括計上）による応募の場合は不要です。

つきましては、「本厚生労働科学研究費に応募する研究者が所属する研究機関」におかれましては、ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を期日までに、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から提出を行っていただきますようよろしくお願ひいたします。

1. 「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要な機関について

厚生労働科学研究費の配分を受ける全ての機関（大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等。なお、厚生労働科学研究費等が研究者に対して配分される場合においては、当該研究者が所属する機関をいう。）は、事前に「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出する必要があります。

2019 年度の厚生労働科学研究費補助金（一次公募）に応募する研究者が所属する機関においては、平成 31 年 1 月 29 日（火）17:30 までにチェックリストを提出してください。

また、チェックリストは、最高管理責任者及び各研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出願います。（注：監事を置いていない研究機関等の場合は、監事の職務に相当する職務を果たしている者であり、例えば、内部監査室長といった者が考えられます。）

なお、平成 30 年 4 月 1 日以降、文部科学省宛にチェックリスト（平成 30 年度版）を提出済みの場合は、そのまま（加工なく）提出しても差し支えありません。

【参考】

本公募に応募する研究者はいないが、2019 年度において以下に該当する研究者が所属する機関においては、平成 31 年 2 月 28 日までに当該チェックリストを提出してください。

- ① 厚生労働科学研究費補助金（公募型研究）の配分を継続して受ける予定の研究者

- ② 厚生労働行政推進調査事業費補助金（指定型研究）の配分を継続して、又は新規に受け
る予定の研究者

2. チェックリストの様式について

（1） 様式の切替え等について

平成 29 年度版チェックリストの様式から平成 30 年度版チェックリストの様式
へ切替わっています。様式ファイルのダウンロード方法等については、後述の「3.
チェックリストのダウンロード方法及び提出方法について」を確認してください。

（2） 様式の構成について

平成 30 年度版チェックリストの様式は、 Microsoft Excel のマクロファイル
形式で作成されています。一つのファイルに複数のシートがあり、以下の構成と
なっています。

- 体制整備等自己評価チェックリスト
 - ・ 「機関情報」シート
 - ・ 「チェック項目」シート（「チェック項目（第 1 節・第 2 節）」、「チェック項目（第 3 節・第 4 節）」、「チェック項目（第 5 節・第 6 節）」の 3 つのシートに分かれています。）
 - ・ 「不正防止のための実効性ある取組事例」シート
 - ・ 「根拠となる資料・データ等一覧」シート
- 添付資料 1 「内部監査の実施状況」シート
- 添付資料 2 「研修会・説明会の実施状況」シート

（3） 平成 30 年度版チェックリストの主な変更点について

チェック項目 210（ウ）「コンプライアンス教育の時期、回数」に「受講率」を
追加しました。記述欄に（ア）「コンプライアンス教育の対象者」に対する受講者
の割合を記載してください。

（4） 根拠となる資料・データ等一覧について

自己評価において、誤った評価を避け、正しく評価するためには、なぜその評
価になるのかについての根拠を明らかにすることが必要です。「チェック項目」シ
ートにおいて「1」を記入したチェック項目については、「根拠となる資料・デ
ータ等一覧」に根拠となる資料・データ等（不正防止計画、関係規程、研究費使
用ハンドブック、監査報告書等）の名称等を記入してください。

また、留意していただきたいこととして、PDCA サイクルのうち、「Plan 計画」）
の実施状況の根拠のみならず、「Do（実施・実行）」、「Check（点検・評価）」、「Action
（改善）」の実施状況の根拠についても明らかにし、「根拠となる資料・データ等
一覧」に根拠となる資料・データ等の名称等を記入してください。

なお、根拠となる資料・データ等は、ガイドライン第 7 節に定める履行状況調
査等の対象となった機関から提出を求めます。また、配分機関から提出を求めら
れることがあります。

3. チェックリストのダウンロード方法及び提出方法について

チェックリストの様式ファイルのダウンロード及び作成済みのチェックリストの提出は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から行う必要があります。このため、事前にe-Radへの研究機関の登録を済ませておくことが必要です。未登録の場合は、e-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）にアクセスし、「システム利用に当たっての事前準備」を参照の上、研究機関の登録を済ませてください（登録には通常2週間程度を要します）。

（1）チェックリストのダウンロード方法

- ① e-Radポータルサイトにアクセスし、「研究機関事務代表者」のID・パスワードでログインする。
- ② 画面左側のメニュー一覧から「ガイドライン報告書提出状況」を選択し、「ガイドライン報告書提出状況一覧」画面を表示させる。
- ③ 「年度」を「2018」、「提出先府省名」を「厚生労働省」として検索する。
- ④ 表示された「ガイドライン報告書提出状況」画面の「ダウンロード」-「様式1」のリンクから様式ファイルをダウンロードする。
- ⑤ 併せて「ガイドライン報告書提出状況」画面の「提出要領」のリンクから「体制整備等自己評価チェックリスト 操作マニュアル」をダウンロードする。

(注) チェックリストの作成に当たっては、チェックリストの様式の各シート上の説明内容に留意するとともに、「体制整備等自己評価チェックリスト 操作マニュアル」を必ず参照してください。また、作成する際はマクロを「有効」にしてください。

（2）チェックリストの提出（e-Radへの様式ファイルのアップロード）方法

- ① ダウンロードのときと同じステップを経て、「ガイドライン報告書提出状況」画面を表示させる。
- ② 表示された「ガイドライン報告書提出状況」画面の「報告書アップロード」のリンクをクリックする。
- ③ 「ガイドライン報告書アップロード」画面の「ガイドライン報告書」-「checklist2018.xls」の参照リンクをクリックする。
- ④ チェックリストの最終保存ボタンを押すことで作成される提出用の様式ファイル（提出用のファイルには、「.xls」の前に半角スペースが挿入されています。）を選択し、「実行」をクリックする（体制整備等自己評価チェックリスト 操作マニュアルのp27を必ず参照してください）。

- ※ （1）及び（2）については、「研究機関事務代表者向け操作マニュアル 12. ガイドライン報告書編」を参照してください。
- ※ e-Radの操作方法については、「e-Rad 操作マニュアル 0. 共通編」を参照してください。
- ※ 「研究機関事務代表者向け操作マニュアル 12. ガイドライン報告書編」及び「e-Rad 操作マニュアル 0. 共通編」は、e-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）の画面上部のメニューにある「操作マニュアル」からダウンロードできます。
- ※ e-Radへの研究機関の登録及びe-Radの操作方法に関する問合せについては、以下のe-Radのヘルプデスク宛てにお願いします（チェックリストの作成方法等に関する問合せについては、「5. その他」の「(3) 問合せ先」宛てにお願いします）。

電話： 0570-066-877 受付時間：9:00～18:00 （平日）

（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

4. 機関におけるチェックリストの活用等について

チェックリストには、「機関情報」シートの下部に、全ての機関が実施する必要があるチェック項目についての評価結果表（「実施済」等としたチェック項目数のカウンター）、「自動メッセージ表示欄」と「状況説明欄」を設けています。

「自動メッセージ表示欄」には、実施する必要があるチェック項目のうち、「実施済」とされていないチェック項目がある機関に対して、当該チェック項目の数が明示され、それらについて対応を促すメッセージが表示されます。

メッセージが表示された機関については、現状において、ガイドラインへの対応が十分でないことを認識し、該当する全てのチェック項目が「実施済」となるよう速やかに取り組んでいただくとともに、「状況説明欄」に体制整備等が終了する予定時期等について記述してください。

(注) 平成30年度内に体制整備等の終了が見込まれない場合は、体制整備に問題のない機関に所属する研究班の研究者への一括計上（研究代表者一括計上又は研究分担者一括計上）による応募について検討してください。

また、全てのチェック項目が「実施済」である機関についても、その状況が今後も維持継続できるよう取り組むことはもちろんのこと、既存の取組がより実効性のあるものとなるよう、一層の改善を図っていくことが強く期待されます。

なお、チェック項目は、ガイドラインの「機関に実施を要請する事項」及び「実施上の留意事項」のうちの主要な事項を抽出したものです。チェック項目として挙げられている主要な事項以外の事項についても実施する必要があることに留意して体制整備等に取り組んでください。

5. その他

(1) 「よくある質問と回答（FAQ）」（参考）

チェックリストに関する「よくある質問と回答（FAQ）」が、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1332876.htm）に掲載されており、チェックリストの作成に当たって適宜参照してください。

(2) ガイドライン第7節に定める履行状況調査

厚生労働省では、競争的資金等の配分を受ける全ての機関のうちから、毎年度定める実施方針等に基づき抽出した機関を対象として、当該機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握するための履行状況調査を行っています。当該調査の対象となった機関には別途連絡します。

(3) 問合せ先

厚生労働省大臣官房厚生科学課

E-mail : kouseikagaku@mhlw.go.jp

電話 : 03-5253-1111 (内線 : 2272)

※ 問合せは、可能な限り E-mail でお願いします。